

さ情審査答申第242号
令和5年6月20日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

平成28年11月28日付けで貴職から受けた、「東西交通大宮ルート検討調査等について ・ルート案等について検討したことがわかるもの 平成13～25年度 ・4つのモデルルートと称するもの（以下「本件対象行政情報」という。）」の一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成28年9月26日付け都計交第1441号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、検討ルートの図面及び表現の開示を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び口頭意見陳述によれば以下のとおりである。

本件不開示情報は条例第7条第4号に該当しない。

不開示理由の不立証。開示の公益性が高い。

詳細な図面（例として1/25,000の地図）等とは思えず、具体的なルートがわからない。用地買収の参考になる資料とは思えません。又、一部ルート図及び表現はすでに公表されています。（例 国等から）

議会答弁に「東西交通大宮ルート」では4つのルートを検討しているとあ

る。1つ目は大宮から浦和美園へのルートである事はわかったが、その他、3つのルートについて情報開示してほしい。

地図にてルートを示すことができないのであれば、替わる形で説明ができるのではないか。

他国の失敗（タイ・パープルライン）があるので注意して事業をするべきである。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

- 1 審査請求人が開示請求を行った「東西交通大宮ルート検討調査等について ・ルート案等について検討したことがわかるもの 平成13～25年度 ・4つのモデルルートと称するもの」について、実施機関が作成・保管している文書の中から特定した、平成13年から20年度、平成25年度に東西交通大宮ルート等について調査した報告書及び、平成26年度公共交通施策検討調査業務報告書のうち、4つのモデルルートの選定に関する部分を一部開示した。
- 2 不開示とした東西交通大宮ルートに関わる検討ルートが特定できるような図面及び表現については、さいたま市内部及びさいたま市と国等との審議、検討又は協議に関する情報であり、公にすることにより、関係市民等に対して、不当に混乱を生じさせるおそれまたは特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第4号に基づき行政情報一部開示決定とした。
- 3 次に、不開示理由の不立証との主張については、検討等しているルートを公にすることにより、そのルート上及び周辺の土地を所有している者や土地の購入を検討している者等に対して影響を与えることは明らかであり、当該部分について不開示とした。また、今回の決定により保護される利益と不開示とした情報を開示する公益上の必要性を比較し、不確定情報であり今後さらなる精査により内容が変更される可能性のある情報を開示することに当該保護すべき利益を上回る公益の必要性があるとは認められないと判断した。
- 4 不開示とした部分は、図面や表現を分析することによりルートを特定できる可能性が高い資料となっている。また、一部ルートが国から公表されているが、不開示とした部分と比べ精度の低い図であり、そのことにより現在検討しているルート等を公表する理由にはならない。
- 5 以上のことから、本件の決定処分について、取り消しする理由がない。

第4 審査会の判断の理由

1 本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が平成28年8月26日に開示請求を行った「東西交通大宮ルート検討調査等について ・ルート案等について検討したことがわかるもの 平成13～25年度 ・4つのモデルルートと称するもの」である。

実施機関はこのうち、「ルート案等について検討したことがわかるもの」について、平成13年度より検討及び調査が行われてきた実績について記された12件の文書を特定し、また、「4つのモデルルートと称するもの」については、「平成26年度公共交通施策検討調査業務報告書」を特定し、特定したすべての文書から東西交通大宮ルートに関わる検討ルートが特定できるような図面及び表現を不開示とする一部開示決定を行ったところ、審査請求人は、当該情報は開示の公益性が高く、条例第7条第4号に該当しないという主張から、不開示とした検討ルートの図面及び表現の開示を求めて本件審査請求を行ったものである。

2 本件処分の当否について

(1) 実施機関は、不開示とした部分は審議・検討又は協議中の不確定情報であり、開示することにより市民等に不当に混乱を生じさせるおそれまたは特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあると主張している。

(2) 本件開示請求があった平成28年8月当時は、交通政策審議会の答申を受けた提案を行うために、4つの具体的なモデルルートの検討が行われていた時期であり、実施機関が不開示とした情報は、まさに何も確定していない内容のものであることが認められる。

(3) 一方、歴史的に鉄道をはじめとする公共交通機関が新たに整備された場合、その沿線に様々な産業が集まったり、駅には駅前を中心として都市機能が生まれたりするなど、都市の形成や発展に大きく影響してきたことが認められる。さらに、これにともなって地価の上昇なども生じ、周辺土地の所有者、ひいては市民全体にも影響が生じることが想定されるところである。

(4) このような事情を考慮すると、モデルルートの検討中という段階であり、いまだ何ら確定していない情報であるにもかかわらず、これが実施機関によって開示されることになれば、この情報により無用な憶測を生むなどして、市民等に不当に混乱を生じさせるおそれが認められる。

したがって、実施機関が検討ルートの図面及び表現を条例第7条第4号

に該当することを理由に不開示としたことは妥当である。

- 3 以上の次第であるから、本件審査請求は理由がないので当審査会は前記第1のとおり、答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成28年 11月28日	諮問の受理（諮問第438号）
②	令和5年 4月20日	審議
③	令和5年 5月18日	実施機関からの意見聴取及び審議
④	令和5年 6月15日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職名	氏名	備考
会長	池上純一	大学名誉教授
委員	伊藤一枝	弁護士
会長職務代理者	柴田雅幸	行政経験者
委員	塚田小百合	弁護士
委員	水口匠	弁護士

(五十音順)